(二) 特別の教科

教科	受理種目	受理単位	備考
道徳	道徳	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用　各一	各学年ごとに分冊とする

二　中学校

(一) 各教科

教科	受理種目	受理単位	備考
国語	国語	第一学年用、第二学年用、第三学年用　各一	
	書写	第一学年から第三学年用　一	
社会	社会（地理的分野）	第一学年及び第二学年用　一	
	社会（歴史的分野）	第一学年から第三学年用　一	
	社会（公民的分野）	第三学年用　一	
	地図	第一学年から第三学年用　一	
数学	数学	第一学年用、第二学年用、第三学年用　各一	
理科	理科	第一学年用、第二学年用、第三学年用　各一	
音楽	音楽（一般）	第一学年用、第二学年及び第三学年用　各一	
	音楽（器楽合奏）	第一学年から第三学年用　一	
美術	美術	第一学年、第二学年及び第三学年用　各一	
保健体育	保健体育	第一学年から第三学年用　一	
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	第一学年から第三学年用　一	
	技術・家庭（家庭分野）	第一学年から第三学年用　一	
外国語	英語	第一学年から第三学年用　一	各学年ごとに分冊とする

(二) 特別の教科

教科	受理種目	受理単位	備考
道徳	道徳	第一学年から第三学年用　一	各学年ごとに分冊とする

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百十七号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十八年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日　　文部科学大臣　下村　博文

小学校用教科用図書（小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	受理単位	期間
特別の教科 道徳	道徳	第一学年用及び第二学年用	平成二十八年五月十日から同月十三日まで
		第三学年用及び第四学年用	平成二十八年五月十七日から同月二十日まで
		第五学年用及び第六学年用	平成二十八年五月二十四日から同月二十七日まで

○厚生労働省告示第三百八号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率